

# 令和3年度第2回加須市田ヶ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和4年1月25日（火）  
10時00分から

場 所 加須市田ヶ谷総合センター  
1階 集会室（ホール）

## 【会議のポイント】

- ・ 公共施設予約管理システムの導入と、これに伴う加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則の一部改正についての説明
- ・ 施設のバリアフリー化（土足化）の導入案の説明

【目標の時間】 60分

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 公共施設予約管理システムの導入について
- (2) 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則の一部改正について
- (3) 施設のバリアフリー化（土足化）について

4 そ の 他

5 閉 会

## 〈配布資料〉

- ・ 次第
- ・ (資料1) 公共施設予約管理システムの導入について
- ・ (資料2) 予約申請の始期について
- ・ (資料3) 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)
- ・ (資料4) 田ヶ谷総合センターバリアフリー化（土足化）(案)
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

## 加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員

No.	選出区分	氏 名	備 考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	ふくおか のりあき 福岡 憲昭	
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	しみず たかし 清水 孝	
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	さかもと けんじ 坂本 健治	
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	せきぐち まさし 関口 政司	
5	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	わたなべ のりこ 渡邊 典子	
6	2号委員 知識経験を有する者	さかもと としお 坂本 利雄	委員長
7	2号委員 知識経験を有する者	さかもと ちかこ 坂本 チカ子	副委員長
8	2号委員 知識経験を有する者	てらい じろう 寺井 次郎	
9	2号委員 知識経験を有する者	おりはら ひろゆき 折原 浩之	
10	3号委員 市の職員	たかはし あつお 高橋 敦男	

\* 選出区分 = 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則第8条

□任期：令和2年4月1日～令和4年3月20日



## 鴻巣市公共施設案内・予約システム

[お気に入り](#)

[ログイン](#)

[施設予約トップ](#)

[施設案内・予約](#)

[予約の確認](#)

[申請書ダウンロード](#)

[利用の手引き](#)

施設の案内・予約

> Click here <

予約の確認

> Click here <

公共施設案内・  
予約システムについて

[メールアドレスの変更](#)

[パスワードの変更](#)

このシステムは、多くのオンラインショップで採用されている「買い物カゴ」の仕組みを使用しています。  
このシステムでは「買い物カゴ」を「予約カゴ」と呼んでいます。

[鴻巣市役所HP](#)



鴻巣市公共施設案内・予約システム

お気に入り

施設予約トップ

施設案内・予約

予約の確認

申請書ダウンロード

利用の手引き

検索方法の指定

利用目的の選択

利用日の選択

予約カゴに登録

◇ 検索方法を指定してください。



鴻巣市公共施設案内・予約システム

お気に入り

施設予約トップ

施設案内・予約

予約の確認

申請書ダウンロード

利用の手引き

検索方法の指定

施設の選択

利用日の選択

予約カゴに登録

◇ 施設を選択してください。

施設一覧	
鴻巣市立総合体育館	
コスモスアリーナふきあげ	
鴻巣市吹上荒川総合運動公園	
鴻巣市立天神テニスコート	
鴻巣市立常光テニスコート	
鴻巣市吹上富士見テニスコート	
上谷総合公園	
糠田運動場	
赤見台近隣公園	
東町公園	
鴻巣市吹上総合運動場	
ひばり野中央公園	
川里中央公園	
あかぎ公園	
鴻巣市吹上勤労青少年ホーム	
鴻巣市立コミュニティふれあいセンター	
鴻巣市立市民センター	
鴻巣市立本町コミュニティセンター	
鴻巣市鴻巣勤労青少年ホーム	
鴻巣市笠原稲穂センター	
鴻巣市中央公民館	
鴻巣市田間宮生涯学習センター	
鴻巣市箕田公民館	
鴻巣市笠原公民館	

鴻巣市公共施設案内・予約システム

お気に入り

施設予約トップ

施設案内・予約

予約の確認

申請書ダウンロード

利用の手引き

検索方法の指定

施設の種類

利用日の選択

予約カゴに登録

空き状況の確認

抽選受付状況の確認

予約カゴ

◇ 現在の施設の空き状況です。  
利用したい施設のアイコン、または日付をクリックすると空いている時間帯を確認できます。

申込はありません。

曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 日	<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水	<input checked="" type="checkbox"/> 木	<input checked="" type="checkbox"/> 金	<input checked="" type="checkbox"/> 土	<input checked="" type="checkbox"/> 祝日	絞り込み
----	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--	------

◀ 前月へ ◀ 前週へ ◀ 前日へ 令和 4年 1月24日(月) 翌日へ ▶ 翌週へ ▶ 翌月へ ▶

鴻巣市立本町コミュニティセンター	1/24 (月)	1/25 (火)	1/26 (水)	1/27 (木)	1/28 (金)	1/29 (土)	1/30 (日)	Info
会議室A	△	休館	△	○	△	△	△	月間 Info
会議室B	△	休館	△	△	△	△	△	月間 Info
おおとり	△	休館	○	○	△	○	○	月間 Info
さくら	△	休館	△	○	○	○	○	月間 Info
むさし	△	休館	○	△	○	○	△	月間 Info
集会室	△	休館	△	○	△	○	○	月間 Info
ギャラリー	△	休館	△	△	△	△	△	月間 Info

○ 1日空き △ 一部空き ✕ 空き無し 休館 休館日 予約期間外 月間 カレンダー Info 詳細情報

施設の選択へ戻る

画面の先頭へ戻る

鴻巣市公共施設案内・予約システム

お気に入り

施設予約トップ

施設案内・予約

予約の確認

申請書ダウンロード

利用の手引き

検索方法の指定

施設の選択

利用日の選択

予約カゴに登録

空き状況の確認

抽選受付状況の確認

予約カゴ

◇ 1ヵ月間の空き状況です。  
利用したい日付のアイコンをクリックすると空いている時間帯を確認できます。

申込はありません。

施設名	鴻巣市立本町コミュニティセンター 会議室A
-----	-----------------------

[前々月へ](#)
[前月へ](#)
 令和4年2月
 [翌月へ](#)
[翌々月へ](#)

日	月	火	水	木	金	土
		1 休館	2	3	4	5
6	7	8 休館	9	10	11 休館	12
13	14	15 休館	16	17	18	19
20	21	22 休館	23 休館	24	25	26
27	28					

1日空き
 一部空き
 空き無し
 休館日
 予約期間外

1週間カレンダーへ戻る



鴻巣市公共施設案内・予約システム

お気に入り

施設予約トップ

施設案内・予約

予約の確認

申請書ダウンロード

利用の手引き

利用者IDおよびパスワードを入力し、ログインを押してください。

>>> 利用者ID

>>> パスワード



[パスワードを忘れた方はこちらから](#)

戻る

## 予約申請の始期について

○予約申請の始期を「利用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日から」とします。但し、その日が休館日にあたる場合は、その翌日となります。

(例) 利用しようとする日 7月7日 → 予約開始 4月1日



※初日が休館日にあたる場合は、その翌日となります。

(例)

月	火	水 休館日	木	金	土	日
		1	<b>2</b>	3	4	5
6	7	8	9	10	.....	

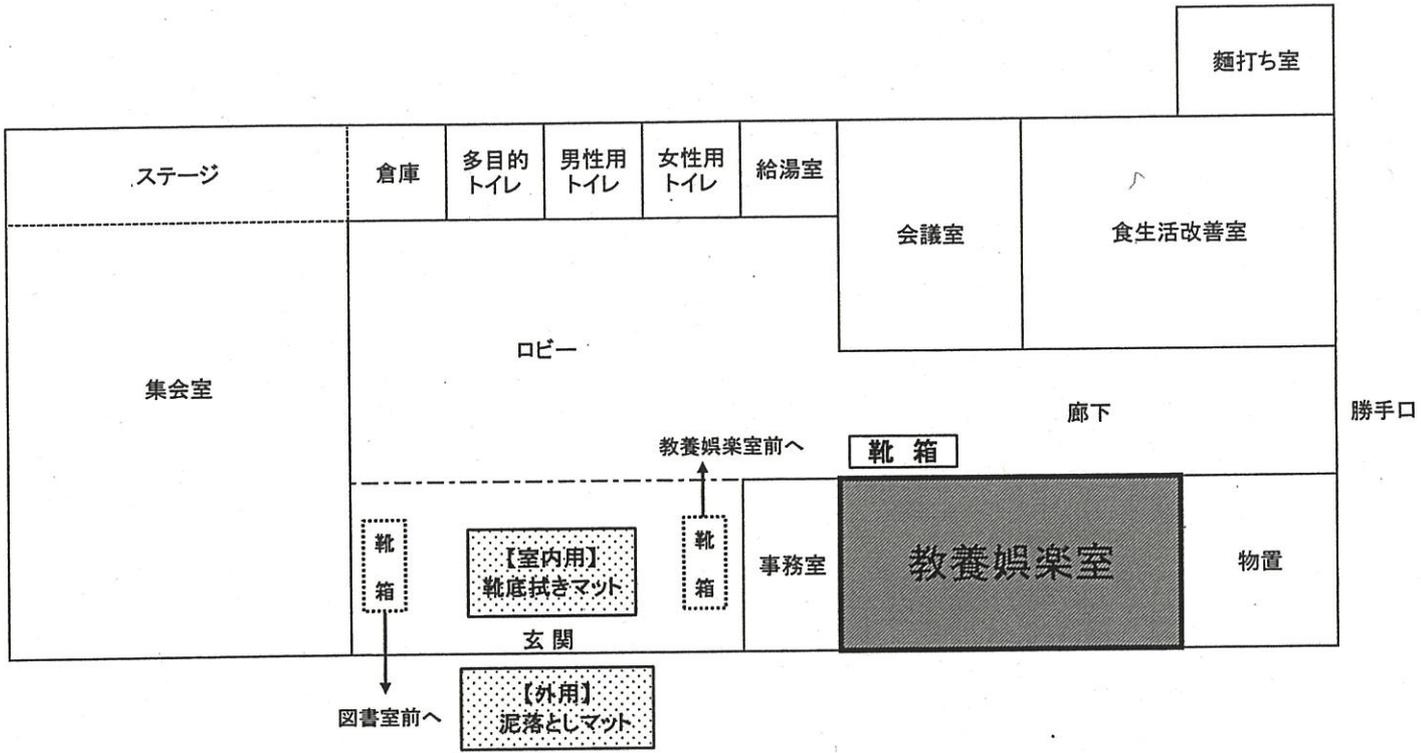
(案)

## 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

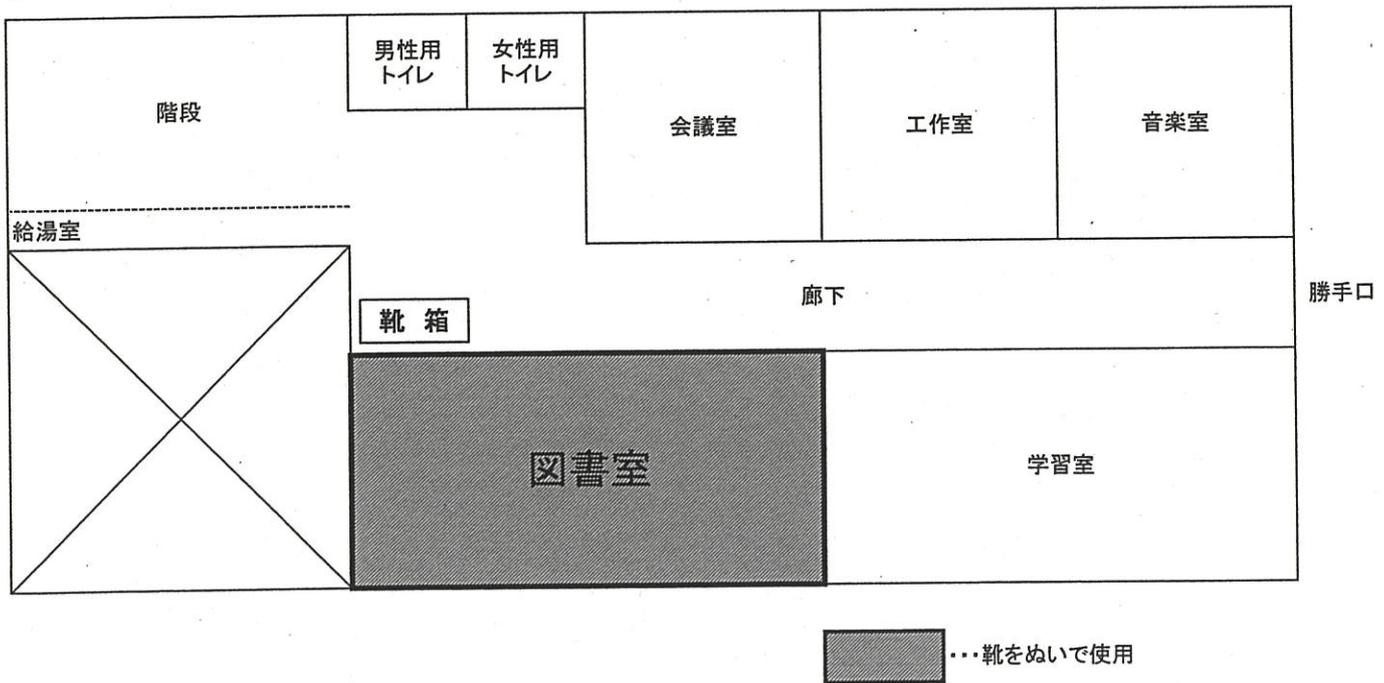
改 正 後	現 行
<p>○加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則</p> <p>第1条 略 (利用時間及び休館日)</p> <p>第2条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。</p> <p>(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び1月29日から1月31日までとする。</p> <p>第3条・第4条 略 (利用の手続)</p> <p>第5条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書(様式第1号)を利用し<u>ようとする日(以下「利用日」という。)</u>の属する月の3箇月前の月の初日(その日が、<u>第2条第2号に規定する休館日</u>に当たるときは、<u>その日の後において、その日に最も近い同号に規定する休館日でない日とする。)</u>から利用日の2日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたとときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第12条 略</p>	<p>○加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則</p> <p>第1条 略 (利用時間及び休館日)</p> <p>第2条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。</p> <p>(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び1月29日から1月31日までとする。</p> <p>第3条・第4条 略 (利用の手続)</p> <p>第5条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書(様式第1号)を利用の_____</p> <hr/> <p>_____ 2日</p> <p>前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたとときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条～第12条 略</p>

田ヶ谷総合センター バリアフリー化(土足化)案

1 階



2 階



●●●靴をぬいで使用

# 加須市田ヶ谷総合センター条例

平成22年 3 月 23 日

条 例 第 148 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ヶ谷総合センター

位置 加須市上崎2080番地の 1

(事業)

第 3 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) その他必要な事業

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第 6 条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付しな

なければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により、センターを利用することができないとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 館長の指示に従わないとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ヶ谷総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
1階		円	円	円	円	麵打ち室の利用は食生活改善室に含む。
	集会室	1,000	1,500	2,000	5,000	
	会議室兼相談室	100	150	200	400	
	教養娯楽室	100	150	200	400	
	食生活改善室	600	800	600	2,000	
2階	図書室	100	100	200	400	読書のための図書室の利用は無料とする。
	学習室	100	150	200	400	
	会議室	100	150	200	400	
	工作室	100	100	200	400	
	音楽室	100	100	200	400	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

# 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

平成22年 3 月 23 日

規 則 第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加須市田ヶ谷総合センター条例(平成22年加須市条例第148号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休館日)

第 2 条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までとする。

(職員の任務)

第 3 条 センターに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。

3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(館長の専決事項)

第 4 条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。

(1) 条例第 4 条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第 5 条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用（変更）許可申請書（様式第 1 号）を利用の 2 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請により利用許可するときは、田ヶ谷総合センター利用（変更）許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(利用の制限)

第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者

- (2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者  
(管理上の制限)

第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。
- (3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。  
(田ヶ谷総合センター運営委員会の委員)

第8条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

田ヶ谷総合センター利用（変更）許可申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用（変更）について許可を受けたいので申請します。

利用日時	午前・午後 時 分から 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室 ・ 会議室兼相談室 教養娯楽室 ・ 食生活改善室	
	2階	図書室 ・ 学習室 ・ 会議室 工作室 ・ 音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員		使用備品	
			使用料 _____ 円

田ヶ谷総合センター利用（変更）許可書

年 月 日

様

加須市長 印

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用（変更）を許可する。

利用日時	午前・午後 時 分から 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室 ・ 会議室兼相談室 教養娯楽室 ・ 食生活改善室	
	2階	図書室 ・ 学習室 ・ 会議室 工作室 ・ 音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員		使用備品	
			使用料 円